

行政視察報告書

議会運営委員会行政視察		令和元年10月10日(木)～11日(金)
視察先 及び 視察事項	・令和元年10月10日(木)	(1) 山口県 下関市議会
	山口県下関市議会	ア 議会改革について
		ア (ア) 市出資法人への市議会の関与
		ア (イ) 議会業務継続計画(BCP)
		ア (ウ) 市民と議会のつどい
		イ 議会施設について(議場・委員会室・会派
		控室など諸室及び電子表決システム等設備の
		視察含)
		イ (ア) 施設の計画、設計に当たっての市議会の
		の関わり方(要望等)
		イ (イ) 施設整備の基本方針・設計方針
		イ (ウ) 各施設(諸室)の概要(面積・設備等内
	・令和元年10月11日(木)	(2) 広島県 呉市議会
	広島県呉市議会	ア 議会報告会について
		ア (ア) 概要、課題及びその対応
		ア (イ) 常任委員会所管事務調査(テーマ)の
		報告と報告結果の活用
		イ 市議会だよりについて
		イ (ア) 概要
	イ (イ) 一般質問の掲載(紙面割合、留意点)	
	イ (ウ) 配布状況(対象、方法、設置場所)	
	イ (エ) 紙面内容に係る市民からの意見聴取	
	(取組み状況、具体的な結果等)	
	ウ 市議会の災害対応について	
	ウ (ア) 災害発生時の対応要領	
	ウ (イ) 平成30年7月豪雨災害への具体的な対	
	応	
	エ 新庁舎建設に伴う議会施設の整備について	
	(議場・委員会室・会派控室など諸室及び	
	電子表決システム等設備の視察含)	

	(ア) 施設の計画、設計に当たっての市議会の関わり方（要望等）
	(イ) 施設整備の基本方針・設計方針
	(ウ) 各施設（諸室）の概要（面積・設備等内容）

下関市議会

1、議会改革

(1) 市出資法人への市議会の関与

①調査特別委員会設置の経緯と目的、課題及び参考人招致について

平成 13 年 6 月から平成 29 年まで毎年設置。

地方自治法第 221 条第 3 項に規定する法人の経営状況の調査を行い、もって当該法人の設立目的に沿った運営の確立に資することを目的に、特別委員会を設置している。

毎年、法人の経営状況の報告が行われる 6 月定例会で、9 名で構成する本特別委員会を設置し、閉会中の 8 月と 10 月で 5 日間各法人の役員等を参考人として招致し、調査を実施。11 月に内容を取りまとめる日を 1 日設け、12 月定例会の初日に委員長報告を行っている。

各法人ごとに議員が調査する事で、議員の資質が向上した。しかし、役員を招致している事について、少し課題があるとのことでした。

松本市においては、監査委員が各法人の運営状況を監査し、決算特別委員会において、それぞれ質疑を行う機会がある。

(2) 議会業務継続計画 (BCP)

①概要、策定の経緯と今後の予定

※BCP=災害や事故など不測の事態を想定して、業務継続の視点から対応策をまとめたもの

平成 30 年 6 月定例会最終日において、大規模災害の緊急の事態が発生した際の、市議会の対応について必要な事項等の調査を行い、もって被害の拡大防止及び議会機能の早期回復を図ることを目的に、下関市議会業務継続計画 (BCP) 調査特別委員会を設置。同年 12 月に下関市議会業務継続計画 (BCP) を策定。

下関市内で大規模災害が発生した場合に、下関市災害対策本部と連携する事により、市民の安心安全を確保し、議会機能の早期回復を図ることを目的として、二代表制の一翼を担う議会及び議員の対応について必要な事項を定めている。

BCP には、発動要件、議会の役割、議員の役割、議会事務局の役割、災害発生時からの経過時間ごとにおける議会及び議員の行動、連絡体制、ならびに BCP の見直しについて規定している。

議員 34 名中、改選で 10 名が新人議員となり、本 BCP についての説明が必要となった。今年度、災害用伝言ダイヤル 1 7 1 の体験利用を行った。今後は、SNS で双方向の連絡体制を確立したいとのことでした。

(3) 市民と議会のつどいについて

①概要、課題及び対策、開催方法の見直し

平成 24 年 3 月 5 日の第 1 回定例会で議会基本条例が案が可決され、同年 4 月 1 日から施行。それに伴い、同年度から「市民と議会のつどい」を実施。年に 3 回～4 回、4 年の任期中に市内 12 地区で一般市民を対象に行なっている。対面方式で、各常任委員長からの報告と質疑応答。平成 28 年度は、下関商業高校でも開催した。

一昨年、参加者にアンケートを実施。

平成 30 年度からは、各常任委員会ごとに、関係団体を決めて開催し始めた。一般市民を対象にしたものは、実施していない。

2、議会施設について

(1)施設の計画・設計に当たっての市議会の関わり方(要望等)

平成 20 年に市議会に建設特別委員会を設置した。この特別委員会は、新築場所を決めることが主であった。21 年の市長選で移転反対の市長になり、現地建て替えに。平成 26 年 2 月に本庁舎新館に議会が移転した。新議会棟に関して、平成 22 年 12 月 22 付で、市議会事務局長から総務部長宛に「新議会棟に関する要望について」を提出。これは、12 月 3 日に開催した各会派会長会議において、各会長から出された要望を列記したもので、議会として最終的に取りまとめたものではなかったが、基本設計等で配慮してほしいとの要望書です。その後、細部については事務局で。

(2)各施設の概要

議場は、262 m²。電子表決システム(65 インチディスプレイ 2 台)、80 インチディスプレイ等を設置。

傍聴席 70 席、記者席 13 席。車いすスペース 2 台分、キッズルーム設置。

委員会室は 2 部屋。映像放映及び録音関連機器一式、議事録作成支援システム設置。

会派控室は、全部で 298 m²で、人数によりパーテーションで面積を区切っている。

呉市議会

1、議会報告会

(1)概要、課題及びその対応

平成 22 年に策定した議会基本条例第 10 条において「議会報告会を行う」と規定しており、同年度から行なっている。常任委員会ごとに班編成し、25 年度までは 5 月、26 年度は 7 月、改選期の年度は 11 月、28 年度以降は、10 月～12 月に開催。開催は、平日の午前・午後や夜間及び土曜日に。

副議長を委員長とし、各会派の政策責任者 1 名ずつで構成する政策研究会が、当該年度の報告会の反省等を行い、翌年度の報告会運営方針を決め、各常任委員長へ。各常任委員会では、決定された運営方針に基づき勉強会を行い、議会報告会を開催している。開催後、各常任委員会では報告会の検証を行い、政策研究会では、開催報告書の取りまとめを行い、当該年度を振り返り翌年度の方針を決めるという流れで実施している。

翌年度の運営方針を決める際は、報告会参加者へのアンケート結果を参考にしている。初年度は 2 会場しか行わなかったが、各地区(16 地区)での開催要望があり、翌年度から 16 会場にした。また翌

年度は、時間配分意見が多数あったため、報告と意見交換の時間配分を変更。内容も、新年度予算の概要と主要施策に対する議会でのやりとりを中心にメニュー変更。25年度からは、16会場にプラスして各常任委員会ごとに関連する1団体に出向いて実施。

28年度は、地域での一般開催会場数を減らし、関係団体数を増やすとともに呉高校で開催。意見交換もファシリテーター役を設置し、車座や口の字形式にして行った。29年度は、高校を5校に増やしている。

今年度については、各班で地域・団体・高校あわせて4カ所で開催することに変更している。

※市議会は執行機関ではないことを前提としているため、市民意見は原則質問に対する回答の持ち帰りや取り組み状況の事後報告は行わないとしている。

(2) 常任委員会の所管事務調査について

執行部から各委員会への報告案件(議案以外)は、市側の裁量で決められている上、行政報告をもって議会の同意が得られたかのような政策執行がなされ、議会は報告を聞くだけで何も意見を述べることができない現状があったため、委員会主導で調査を行う所管事務調査を導入した。委員会側から執行部に対して資料の要求や質問を行い、執行部が資料提供及び状況報告を行う。

進め方は、委員から委員長宛に調査項目提案書ならびにテーマについての調査論点提案書を提出。7月にテーマを決定し、8月に状況報告と質疑応答、9月に課題・問題点を把握、10月に先進都市視察、以後論点を抽出して論点を決定させ、委員間で意見交換。その後、当局と意見交換し、調査報告書の内容を協議・精査して報告書を提出する。年度内の3月定例会に提出出来ない時は、次年度において継続して進める。委員会で決定したものは、議会の総意としている。

※常任委員会は、委員長を含めて2年任期としている。

結果として、これまでに「選挙公報条例」の制定、民生委員協力員制度の創設、中学校給食の完全実施などの実績につながった。

課題としては、委員長のリーダーシップやテーマ設定、一方通行の委員間討議。

今後は、報告書提出後の検証作業を実施していきたいということです。

(3) 市議会だより「チーム議会」について

① 概要

広島県内では最も遅く、平成29年5月創刊。

※それまでは、市の広報誌に議会内容も掲載していた。

年4回発行、発行部数は93,000部。A4判12ページ建て4色カラー。

自治会加入者に配布。未加入者は、公共施設で受け取れる。

発行経費は、総額約900万円。(1,404円/ページ)

作成のコンセプトは、読み手に配慮した文字数やフォントの種類、色の使用を最小限にすることで読みやすさを追求。紙面に極力写真やイラストをページに散りばめることによって、〈見る〉広報誌を意識。〈これ何〉という人の心をくすぐるインパクトのある表紙作り。

紙面割りは、特集2ページ、代表質問3ページ、個人質問2ページ、トピックス1ページ、議案審議2ページ。

②広報委員会作業

広報委員会を1発行につき3回開催。発言議員への掲載内容の確認と原稿作成及び原稿の確認・修正は委員が行い、校正と当局への確認は事務局で。表紙も事務局で。

(4)市議会の災害対応

①災害発生時の対応要領

呉市では、過去に多くの災害が発生しているが、これまで、災害発生時における議会・議員の対応が示されておらず、それぞれの判断で行動していた。しかし、新たな防災拠点となる市役所新庁舎の完成を機に、議会・議員の適切な対応を定めることとして、平成28年2月に政策研究会で「議会における災害発生時の対応要領」を策定した。

市災害対策本部が設置された場合に、議長が必要に応じて災害対策連絡会議を設置する。構成員は、議長・副議長・各会派代表者1名ずつ及び無所属議員の代表1名。

「対応要領」には、連絡会議の任務や議員の対応等を規定している。

議員の安否確認や情報提供等は、平成27年12月に導入したタブレット端末を活用。

当局への要望は、議会側の窓口を一本化し、緊急の場合を除いて、連絡会議に提出する。

②平成30年7月豪雨災害への具体的な対応

7月3日に雨が降り始め、9日に降り止んだ。6日から7日に降雨が集中。6日に市災害対策本部が設置され、同日、会議内容をタブレットに配信。9日に全議員の安否確認。災害の全容が確認できた上で、18日に第1回災害対応連絡会議を開催。同日、来呉した稲山消防庁長官に、市長と連名で災害に対する緊急要望書を提出。また、21日に来呉した安倍首相に、市長と連名で災害に対する緊急要望書を提出。

26日に第2回災害対応連絡会議を行い、市長に対し要望書を提出することを決める。31日に代表者会議が行われ、市長及び財務部長から災害復旧費等の専決処分について説明を受け、第3回災害対応連絡会議を実施。市長に要望書を提出した。

8月2日、議会運営委員会を開催し、9月定例会の運営について協議。13日、全員協議会を開催し、豪雨災害による被害状況及び対応を協議。同日、議会運営委員会で9月定例会の会期短縮を決定。更に同日、政策研究会において豪雨災害に関する決議・意見書について協議。20日、代表者会議で豪雨災害復旧・復興対策特別委員会設置を決定。

22日、来呉の中川環境大臣に市長と連名で災害に対する緊急要望書を提出。

9月3日の代表者会議で天皇皇后両陛下のご訪問に伴う対応について協議し、同日、政策研究会において、豪雨災害に関する決議・意見書について協議。

6日の議会運営委員会で、9月定例会の審議日割を決定し、10日に9月定例会を開会。同日、政策研究会で豪雨災害に関する意見書について協議。

11日、災害対策本部の廃止に伴い災害対応連絡会議を廃止。

21日、豪雨災害における特別の財政支援を求める意見書を可決し、9月定例会を閉会。(同日、天皇皇后両陛下下行幸啓)

28日、豪雨災害復旧・復興対策特別委員会を開催し、復興に向けた現状及び今後の対応等につい

て、並びに災害廃棄物等処理実行計画について協議。

災害が発生後、この間に当初予定されていた常任委員会や視察、議会報告会は中止とした。

またこの間、24 時間対応でタブレット端末を活用し、事務局から議員に対して 520 件の災害対応要領に基づく情報を提供し、議員からは 574 件の情報を事務局に寄せている。

(5)新庁舎建設に伴う議会施設の整備について

①施設の計画・設計に当たっての議会の関わり方

平成 23 年 2 月、議会において市長が庁舎建て替えの検討を開始する旨の答弁を。

同年 6 月、全員協議会を開催し、新庁舎建設調査検討特別委員会を設置する。

以降、平成 28 年 2 月までに 36 回の特別委員会を開催し、執行部側からの基本方針や設計等について協議している。それとともに、代表者会議において施設の細かな設備等について要望を出している。

②施設の概要

平成 27 年 12 月竣工。

議会棟の 3 階と 4 階が議会フロアとなっており、関係者以外立ち入ることができないようになっている。

議場は、面積 325,8 m²。正面に 80 インチモニターが 2 台あり、別々の映像を配信可能。両サイドには 55 インチのモニターが 2 台ずつあり、質問の様子や出席議員数、発言残時間などを配信。自席の記名柱とモニターの出席議員数が連動していて、立てるとモニターの出席議員数に反映される。

演壇と質問席にはパソコンやタブレット端末等の入出力端子があり、スクリーンを活用しながら質問することができる。

傍聴席は、一般席 59・報道関係席 9 の他、車いすスペースとベビーカーも持ち込める親子ルームを設置。また、車いすで傍聴席へ入るためのリフトも設置している。

議場・委員会室の入り口に市民のくつろぎスペースとして議会ロビーを整備。会議の様子を壁のスクリーンでも見ることができる。

委員会室は、137 m²と広めの部屋 1 室で、1 日 1 委員会の開催としている。

正副議長の部屋は別々にあり、議長応接室もあるが、会議室として使用されている。議員応接室は 3 部屋設置。

議会図書室は、市政資料室と併設され市庁舎側に設置されている。資料の充実を図るとともに、議会改革の一環として、今年度から図書館司書を議会費で配置。資料の収集・整理及びレファレンス(調査相談)の対応にも当たってもらっている。

令和元年 10 月 18 日

松本市議会議長 村上幸雄様

議会運営委員 勝野 智行